

1. 会合名	第34回 理事会
2. 日時	平成28年6月10日(金) 午前10時00分～午前11時15分
3. 議案	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成27年度事業報告及び収支決算(案)について</li> <li>2. 平成27年度紛争解決業務等実施状況の検証について</li> <li>3. 平成28年度事業計画及び収支予算(案)について</li> <li>4. 任期満了に伴う役員の選任及び理事長並びに専務理事の選任について</li> <li>5. 通常総会の開催について</li> <li>6. あっせん委員の選任について</li> <li>7. 運営審議委員会委員の選任について</li> <li>8. その他</li> </ol>
4. 主な内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成27年度事業報告及び収支決算(案)について</li> <li>2. 平成27年度紛争解決業務等実施状況の検証について 平成27年度事業報告及び収支決算(案)及び平成27年度紛争解決業務等実施状況の検証について青木専務理事兼センター長から一括して説明があり、大要以下のとおり意見交換が行われ、承認された(資料1及び資料2参照)。  【主な意見等】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紛争解決業務等の検証の実施については、他の金融ADR機関には金融庁(以下、「当局」という。)の立入検査がいくつか実施されているが、自主的な検証を求められているのか。 ⇒ 業務について自主的な検証を行うことは、指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針(以下、「監督指針」という。)に記載されており、当局より、検証を実施し、結果を外部有識者に報告し、評価・意見を受けるよう指導を受けている。</li> <li>・ 一斉に各金融ADR機関に対して検証を求めているのか。また、今後は毎年実施するのか。 ⇒ 平成25年に監督指針が策定され、その中に外部有識者による検証を各金融ADR機関はすべきであると記載されている。また、金融トラブル連絡調整協議会でも、外部有識者会議において業務の適切性が保たれているか検証を行うように求められている。検証については毎年実施していく。 ⇒ この検証はいわゆる自己点検である。学校法人などは、数年前より文部科学省から求められて、外部の機関に委託して有料で自己点検評価しているが、このように第三者に見せて有料で検証をすることは大変かと</li> </ul> </li> </ol>

思う。

- ・ 相談について事例の紹介があったが、共通している相談をホームページで紹介するなどすれば、かなり省力化できるのではないか。

⇒ 既にホームページに掲載している内容もある。また、業者への指導としては、自主規制団体の方がより実効的であるので、委託元団体へ情報提供を行い、活用していただいている。

3. 平成 28 年度事業計画及び収支予算（案）について

平成 28 年度事業計画及び収支予算（案）について、青木専務理事兼センター長から説明が行われ、承認された（資料 3 参照）。

4. 任期満了に伴う役員の選任及び理事長並びに専務理事の選任について

任期満了に伴う役員の選任及び理事長並びに専務理事の選任について、青木専務理事兼センター長から説明が行われ、承認された。

5. 通常総会の開催について

通常総会の開催について、青木専務理事兼センター長から説明が行われ、承認された。

6. あっせん委員の選任について

あっせん委員の選任について、青木専務理事兼センター長から説明が行われ、承認された。

7. 運営審議委員会委員の選任について

運営審議委員会委員の選任について、青木専務理事兼センター長から説明が行われ、承認された。

以 上